

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 蓮田鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先 ま で	桶川市大字坂田字宮前七六七番一地从 先 から同市大字坂田字宮前七六六番一 地	区 間
八・八九〇一七・三八	八・八九〇九・一七	敷地の幅員 (メートル)
二八・六五		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事による。		備 考